

# 高萩・北茨城広域事務組合企業職員の被服等貸与規程

平成20年3月28日

訓令第3号

改正 令和元年10月1日訓令第9号

## (目的)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合企業職員に対し、職務の執行上必要な被服の貸与について定めることを目的とする。

## (被服の貸与)

第2条 この規程で「職員」とは、別表の貸与の対象となる欄に定める職員をいう。

2 臨時に雇用された者のうち、前項の職員と同様の業務に従事する者にあっては、この規程を準用し、当該被服を貸与することができる。

## (被服の着用)

第3条 被服を貸与される職員は、執務時間中にその被服を着用しなければならない。ただし、所属長の許可を得た場合は、この限りでない。

## (貸与品及び貸与期間)

第4条 貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類及び貸与期間は、別表による。

2 貸与期間は、貸与日の属する月から起算し、期間満了の月をもって終わる。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、その貸与期間を伸縮することができる。

## (着用期間)

第5条 貸与品に夏季用、冬季用の区分にあるものの着用期間は、次の各号による。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、その期間を適宜伸縮することができる。

(1) 夏季用 6月1日から9月30日まで

(2) 冬季用 10月1日から5月31日まで

## (目的外の使用禁止)

第6条 貸与品は、貸与を受けた目的外に使用し、又は他の者に使用させてはならない。

## (保全の義務)

第7条 職員は、貸与品を正常な状態において維持保全し、その補修は自己の負担において行わなければならない。

## (貸与品の返納)

第8条 貸与期間の満了した貸与品は、速やかに返納するものとする。

2 職員が貸与品の貸与を要しない職若しくは貸与品の異なる職に転じたとき、又は休職、停職及び退職等により貸与品の貸与を受ける資格を失ったときは、貸与品を直ちに返納しなければならない。

## (亡失等による弁償)

第9条 職員は、貸与品を亡失し、又は損傷（使用に耐えない程度）したときは、被服貸

与品亡失損傷届（様式第1号）を管理者に届出るとともに現物をもって弁償しなければならない。

- 2 前項の現物をもって弁償することが困難とされるときは、調整時の価格を貸与期間に月数で除した額に貸与期間の残余月数を乗じて得た額を超えない範囲で、その都度定められた金額をもって弁償することができる。
- 3 亡失又は損傷の事由が職員の責に帰せざるとき、又は管理者が特に承認したときは、前項の規定にかかわらず、弁償を減免することができる。

（再貸与）

第10条 前条第1項の規定により職員が弁償した貸与品は、その職員に貸与するものとし、貸与期間は、亡失又は損傷した貸与品の貸与残余期間とする。

- 2 前条第2項の規定による代料をもって弁償した職員又は同条第3項の規定により弁償を減免された職員に対しては、新たに貸与品を貸与する。
- 3 前項の規定により再貸与された貸与品の貸与期間は、再貸与の日から起算する。

（貸与の記録）

第11条 所属長は、被服貸与品台帳（様式第2号）を備え、貸与及び返納の状況を記録しなければならない。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年訓令第9号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

貸与の対象となる職員	貸与品			数量	貸与期間	備考
	品名	季別	上下別			
工事現場監督、工事竣 工検査及び庁舎管理等 の業務に従事する職員	作業衣 作業衣 帽子 ヘルメット 雨衣 安全靴 ゴム長靴 防寒衣	夏 冬	上、下 上、下  上、下 上、下 上、下 上、下 上	1 1  1 1 1 1	3年 3年 2年 5年 4年 4年 2年 4年	
検針、集金等の業務に 従事する職員	作業衣 作業衣 帽子 ヘルメット 雨衣 安全靴 ゴム長靴 防寒衣	夏 冬	上、下 上、下  上、下 上、下 上、下 上	1 1  1 1 1 1	3年 3年 2年 5年 4年 4年 2年 4年	
男性職員	ブレザー			1	4年	
女性職員	ベスト・スカート			1	4年	